

監 査 公 表

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき令和8年度随時監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により監査の結果を公表する。

令和8年5月22日

松島町監査委員 丹 野 和 男

松島町監査委員 米 川 修 司

1. 監査対象事務
令和7年度における不納欠損処理について
2. 監査対象課・所
健康長寿課、水道事業所、町民福祉課、財務課
3. 監査実施日
令和8年5月19日（火）
4. 実施方法
担当職員からの説明及び関係書類の確認
5. 場所
監査委員室
6. 監査の結果
①令和7年度収入状況（令和8年5月19日現在）
別表1のとおり

②不納欠損処分について

町税等の適正な管理及び収入未済額（以下「債権」という。）の縮減を図るため、滞納者に対して督促状や催告書の送付、電話連絡等により自主的納付を促すとともに、これに応じない場合には、法令に基づく財産調査や差押えを実施するなど、債権回収に向けた取組が適切に行われている。

また、徴収が困難となった債権については、滞納者の資力や生活状況、所在状況等を十分に調査・確認した上で、関係法令及び条例等に基づき、不納欠損処分が適正に行われているものと認められる。

さらに、不納欠損処分に至るまでの判断過程についても、担当部署内で十分な確認及び検討が行われており、安易に欠損処理を行うことなく、徴収可能性を慎重に見極めた上で対応していることがうかがえた。これは、負担の公平性の確保及び自主財源の確保という観点からも重要であり、適正な債権管理に資するものと認められる。

引き続き、債権管理に係る記録の適正な整備及び職員間での情報共有を徹底し、事務処理水準の維持向上に努められたい。

7. 意見

○延滞金について

収入未済となっている税等の催告にあたっては、その延滞金について算定が行われていなかったり、理由が不明なまま徴収を免除している課・所があり、統制が図られていなかった。

「松島町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例」には、延滞金の徴収に関する免除規定があり、「やむを得ない理由があると認めるとき」とあるが、その詳細が明らかになっていないため、以下のとおり対応されたい。

- ① 延滞金の徴収は条例で規定されていることから、延滞金の額の算定を試算すべきである。

② 正当に納入している方との間に不公平が生じないように、延滞金の免除も含めて統制を図られたい。

8. 指摘事項
特になし